

高機能消防指令センター並びに
消防救急デジタル無線総合整備事業
実施方針

平成24年2月

燕・弥彦総合事務組合消防本部

第1章	事業内容に関する事項	
1	事業名	3
2	事業の趣旨	3
3	計画概要	3
4	本事業の概要	3
第2章	技術提案書類に関する事項	
1	技術提案書類の種類	4
	(1) 技術提案書	4
	(2) 運用費用見積書	4
2	提出方法等	4
	(1) 提出方法	4
	(2) 提出期限	4
	(3) 提出先	4
3	提出様式及び記載要領	5
	(1) 技術提案書類提出書(様式2)	5
	(2) 技術提案書(様式3)	5
	(3) 運用費用見積書	7
第3章	事業者の募集及び選定に関する事項	
1	募集及び選定方法	8
2	契約締結までのスケジュール(予定)	8
3	実施方針に関する事項	8
	(1) 実施方針等に関する質問の受付及び回答	8
	(2) 添付資料及び提出資料	8
4	入札に関する事項	9
	(1) 応募者の備えるべき参加資格要件	9
	(2) 参加資格確認	9
	(3) 入札書類の提出	9
	(4) 本契約締結	10
第4章	その他留意事項	
1	費用負担	11
2	提出資料の取扱い	11
3	著作権等	11
4	問い合わせ先	11

第1章 事業内容に関する事項

1 事業名

「高機能消防指令センター並びに消防救急デジタル無線総合整備事業」

2 事業の趣旨

燕・弥彦総合事務組合消防本部(以下「本消防本部」という。)は高機能消防指令センター並びに消防救急デジタル無線総合整備事業(以下「本事業」という。)について、民間事業者(以下「事業者」という。)の技術力や施工実績を踏まえた技術提案(特に設計・製作・設置等の施工面)を踏まえた上で、消防緊急通信指令システム(以下「指令システム」という。)並びに消防救急無線デジタル化対応システム(以下「デジタル無線システム」という。)を一体整備することにより性能や施工の効率性の向上及びコスト削減効果を期待し、設計と施工を一括とした性能発注による技術提案を公募で受け付け、技術提案等の書類審査を行ったうえ、指名競争入札方式による入札を採用することとした。

3 計画概要

本事業は、燕市、弥彦村(以下「構成市村」という。)の住民の生命、身体及び財産を守るとともに、平成28年5月31日を期限とする消防救急無線デジタル化に対応するため必要な指令システム並びにデジタル無線システムを契約締結日から平成27年3月までの事業として一体整備するものである。

このため、本消防本部の年次計画を見据えて既存施設等に対して整備を行うとともに、指令システム並びにデジタル無線システム切り替え時に構成市村の消防業務に支障を生じさせないよう、適切かつ効率的に機器及び装置等の施工を行うものである。

4 本事業の概要

本事業の概要は「高機能消防指令センター並びに消防救急デジタル無線総合整備事業要求水準書」により示される。

第2章 技術提案書類に関する事項

1 技術提案書類の種類

本事業における本消防本部の要求要件は要求水準書のとおりであり、事業者の技術力及び施工能力等を活用するため、技術提案書類の提出を求めるものである。

なお、提出を求める技術提案書類は次のとおりする。

(1)技術提案書

技術提案書は、本事業における具体的な取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部(図面、報告書、透視図等)の作成や提出を求めるものではない。

具体的な作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法等を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。

なお、要求水準書の要求要件を満たすものであれば、要求要件以上の提案を拒むものではない。

ただし、技術提案書に記載された内容は本事業の仮契約書(案)に規定するとおり契約書類として取り扱うので注意すること。

前述ただし書きのとおり技術提案書は契約書類として取り扱うため、実施方針等に関する質問・回答(3月9日締め切り)の内容及び本消防本部が必要と判断した事項については、入札公告時に公表する要求水準書に追記するものとする。

また、その際は、技術提案書には追記事項に関する記述が含まれていないことから、追記事項の担保として入札参加資格(第3章4(1)ク)を満たすことを証明する書類の提出を求めるものとする。

(2)運用費用見積書

要求水準書及び技術提案書に基づき、本事業の運用費用(通信費(概算)、保守費(平成27年度から平成37年度))に係る見積書として提出を求めるものであり、入札又は契約上の権利義務を生じるものではない。

2 提出方法等

(1)提出方法

持参により紙ベース5部及び媒体1枚(CD-R等)の技術提案書類を提出すること。

(2)提出期限

平成24年3月26日(月)午後5時まで

(3)提出先

第4章4に記載の場所

3 提出様式及び記載要領

様式2～3に必要事項を記載して提出期限までに提出すること。なお、提出期限(3月26日)以降における技術提案書の差し替え及び再提出並びに原則として記載内容の変更は認めない。

(1)技術提案書提出書(様式2)

応募者は様式2に必要事項を記載し、様式3及び運用費用見積書を添えて提出すること。

(2)技術提案書(様式3)

技術提案書に記載する内容は、要求水準書の内容を踏まえた上で、要求要件以上の技術提案事項についてのみ記載すること。

要求水準書の各項目に対応する該当項目に記載するものであり、目次の項目名が足りない場合は、常に該当箇所の下に追加するものとし、記載しない項目は削除せずにそのまま残しておくこと。

記載事項	作成及び記載上の留意事項
目次	追記した項目に併せて編集
第1章 一般事項	
第一節～第五節	標準項目及び追加項目に対する技術提案内容を記載
第2章 高機能消防指令センター設備	
第一節～第四節	標準項目及び追加項目に対する技術提案内容を記載
第3章 共通波・活動波設備	
第一節～第二節	標準項目及び追加項目に対する技術提案内容を記載
第4章 その他	技術提案の内容記載及び証明書類の添付
1 実施工程及び実施体制	
(1)実施工程	<p>高機能消防指令センター設備にあつては平成27年3月27日迄、消防救急デジタル無線共通波設備及び活動波設備にあつては平成25年3月29日迄の供用開始を見据えた本消防本部の年次計画に基づき、各項目の内容及び実施時期を記載してください。</p> <p>なお、実施工程上で発生すると考えられる問題点及び課題を抽出し、それらを解決するための手法等について記載してください。また、必要に応じて行・列を追加してください。</p>
(2)実施体制	<p>本事業を遂行する上で発生すると考えられる問題点及び課題並びに特に重要と考えられる事項等(実施工程以外)について記載し、それらを解決するための担当チームの特徴及び組織体制等について記載してください。(個人名を記載する必要はない。)</p> <p>なお、各技術者において関係法令等で必要な資格等が定められている場合には、当該資格を記載してください。</p> <p>また、資格を記載した場合は証明書等を必ず添付してください。</p>

2 データの取扱い	
(1)情報入力	<p>必要情報を入力するにあたり、本消防本部が提供する情報の活用方法及び取扱い方法、受注者が行う情報入力方法を記載してください。</p> <p>なお、その際に注意を要すべき事項又は検証方法等について記載してください。</p>
(2)デジタル無線化への対応	<p>デジタル無線化にあたり、現時点で想定しうる問題及び課題(指令システムとのデータ連携等)を抽出し、移行の際に受注者が行う作業を記載すること。</p> <p>また、本消防本部車両へのデジタル・アナログ併用期間における運用方法並びに無線機取付についての対応を明記するとともに取付事例写真を添えて提出すること。</p> <p>なお、本消防本部車両状況の現地確認を許可します。</p>
(3)情報漏洩防止及び情報データの取扱い	<p>情報の漏洩防止及び取扱いに関し、注意を要すべき事項及びその対策等について記載してください。</p> <p>なお、プライバシーマークまたはISO27001(ISMS)の認定書を必ず添付するとともに、受注者が保有する資格及び認定等を記載した場合は証明書等を必ず添付してください。</p>
3 既設システムからのシステム切り替え	<p>スムーズな切り替えによる供用開始を実現するために必要な対策及び方法を記載してください。</p> <p>特に、本事業に係る整備時における並行運用及び既設設備(MDF、電話交換機、放送設備、電動シャッター等)との連動の際に発生すると考えられる問題点及び課題を抽出し、それらを解決するための手法等について記載してください。</p>
4 保守業務	<p>各項目に対する具体的保守等の内容について、要求水準書に規定する内容は記載せず、追加する保守内容のみ記載すること。</p> <p>特に、本事業は構成市村の住民の生命、身体及び財産を守るものであるため、保守については24時間受付のコールセンターの設置及び保守部品を調達しコールセンターへの連絡から2時間以内に保守業務を行えるサービス拠点体制を必須としますので記載してください。</p>
5～ 【必要に応じて追加】	<p>標準の項目に含むことができない内容を記載する場合は、必要に応じて章立てすること。</p>

(3)運用費用見積書

要求水準書及び技術提案書(様式3)の記載内容に基づき、本事業の運用費用(通信費(概算)、保守費(平成27年度から平成37年度))に係る見積を記載すること。なお、書式については事業者による任意書式とします。

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、指名競争入札方式により行う。

2 契約締結までのスケジュール(予定)

本事業における実施方針の公表から契約締結までのスケジュール(予定)は、次のとおりとする。なお、事業者の募集に係る詳細については、入札公告及び入札説明書等に示す。

日 程	内 容
2月27日(月)	公告、実施方針等(※1)の公表 実施方針等(※1)に関する質問の受付開始
3月9日(金)	実施方針等(※1)に関する質問の受付締め切り
3月16日(金)	実施方針等(※1)に関する質問の回答期限
3月26日(月)	技術提案書類の提出期限
3月30日(金)	入札参加資格確認通知書の発送
4月中旬	入札の実施及び落札者の決定 仮契約の締結
5月	議会の議決・本契約の締結

※1 実施方針等:実施方針、要求水準書、仮契約書(案)、技術提案書類

3 実施方針に関する事項

(1)実施方針等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期間

平成24年2月27日(月)から平成24年3月9日(金)午後5時まで

イ 提出方法

実施方針等に関する質問書(様式1)に簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。これ以外の方法(電話、口頭、郵送及びFAX等)による質問は受け付けない。

ウ 提出場所

第4章4に記載のメールアドレス

エ 回答の期限及び方法

平成24年3月16日(金)までに本消防本部ホームページにて公表する。

(2)添付資料及び提出資料

ア 添付資料

(ア)添付資料1:本事業の要求水準書

(イ)添付資料2:仮契約書(案)

(ウ)添付資料3:年次計画

イ 提出資料

- (ア) 様式1: 実施方針等に関する質問書
- (イ) 様式2: 技術提案書提出書
- (ウ) 様式3: 技術提案書
- (エ) 運用費用見積書

4 入札に関する事項

(1) 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は次に掲げる要件を満たす者とする。なお、詳細については入札公告等に示す。

- ア 公告の日現在において、平成23・24年度燕・弥彦総合事務組合の入札参加資格者名簿に登録されている者であり、登載されている項目が次の項目全てに該当すること。ただし、本事業に限り有効となる登録を行った者を認める。
 - (ア) 登録工種：電気通信
 - (イ) 総合評点：1300点以上
- イ 民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てがされている者又は会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てがされている者でないこと。
- ウ 国、新潟県及び燕・弥彦総合事務組合の構成市村(燕市及び弥彦村。)のいずれから指名停止の措置を受けていない者であること。
- エ 人材派遣会社及び特定共同企業体でない者であること。
- オ 平成19年4月1日以降に地方公共団体が発注するⅡ型又はⅢ型の消防緊急通信指令システム及び消防救急デジタル無線を直接元請けとして本社または支店若しくは営業所が受注実績を有する者であること。
- キ 燕・弥彦総合事務組合建設工事請負基準約款第12条に規定する配置予定の現場代理人は、同条に規定する内容と同程度の責任者として従事した実績を有する者を、専任で配置すること。
- ク 本実施方針で示す要求水準書に基づく技術提案書を提出した者で、かつ、本事業に係る入札参加資格確認通知書で「参加資格有」の交付を受けたもの。
- ケ 入札参加申請書において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない若しくは虚偽の記載事項がある場合は参加資格がないものとする。

(2) 参加資格確認

応募者は、入札参加申請書類を提出し入札参加資格の有無について確認を受けるものとする。資格確認の結果については、入札参加資格結果通知書により通知する。

(3) 入札書類の提出

参加資格を得た応募者は、要求水準書に示された要求要件を踏まえて、入札書及び事業費内訳書を提出するものとする。なお、入札書類の様式については、「入札参加資格結果通知書」通知時に示すものとする。

(4)本契約締結

本消防本部は、落札者と仮契約を締結し、議会への報告後の議決日に本契約を締結するものとする。

第4章 その他留意事項

1 費用負担

実施方針及び入札に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

2 提出資料の取扱い

技術提案書及び入札書類等の応募者から提出された資料(以下「提出資料」という。)の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 提出資料を発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (2) 提出資料は返却しない。
- (3) 提出資料は、落札者の決定以外に応募者に無断で使用しない。
- (4) 原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めないため、技術提案書に記載した配置予定の技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本消防本部の了解を得なければならない。
- (5) 提出資料の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表及び使用してはならない。

3 著作権等

提出資料の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、本消防本部が必要と認めるときは、本消防本部は提出資料の全部又は一部を無償で公表及び使用することができる。

4 問い合わせ先

燕・弥彦総合事務組合消防本部

〒959-0248

所在地 新潟県燕市吉田浜首408-1

TEL 0256(92)1119

FAX 0256(92)1129

URL <http://www.tysogo.jp>

MAIL soumu@tysogo.jp